

○河北町地域公共交通活性化協議会の設立について

(1) 河北町地域公共交通活性化協議会規約（案）の制定について

1. 目的

河北町地域公共交通活性化協議会の設立にあたり、協議会の所掌事項等を定める規約を定めるものとする。

2. 協議会の組織体制

協議会と専門部会で構成する。

協議会…全構成員による会議で、地域公共交通計画の進捗管理等を協議する。

専門部会…協議内容に応じて協議会構成員から選出した委員による会議で、専門的な事項やそれらに伴う調整等を協議する。

協議会組織図については、協議資料1を参照

3. 河北町地域公共交通活性化協議会規約（案）

協議資料2「河北町地域公共交通活性化協議会規約（案）」のとおり

4. 制定時期

令和7年6月17日

(2) 役員の選出について

河北町地域公共交通活性化協議会規約第5条により、役員を選出する。

任期：2年（令和9年度第1回協議会まで。）

規約抜粋

（役員）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長は、河北町長又はその指名する者をもって充てる。

3 副会長及び監事は、構成員の中から互選する。

（役員の職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告する。

役職	氏名	選出方法
会長	河北町長 森谷 俊雄	指名
副会長		互選
監事		互選
		互選

(4) 令和7年度収支予算（案）について

1. 歳入

科目	予算額	備考
負担金	80,000	河北町より
補助金	0	
雑収入	0	
合計	80,000	

2. 歳出

科目	予算額	備考
報酬	66,000	3,300円*5名*4回
消耗品費	4,000	
通信運搬費	10,000	
合計	80,000	